

## 回復期・維持期のリハビリテーションの見直し

骨子【I-5-(3) (4)】

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を算定する病棟について、①専従医師及び専従社会福祉士を配置した場合の評価を新設する。②休日リハビリテーション提供体制加算を算定要件として包括化する。③重症度・看護必要度の項目等を見直しを行う。  
「重点課題 1-1-3-②」を参照のこと。
2. 患者の自宅等を訪問し、退院後の住環境等を評価した上で、リハビリテーション総合実施計画を作成した場合の評価を新設する。  
「重点課題 1-1-3-②」を参照のこと。
3. 現在、原則として平成 25 年度までとされている要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等、運動器リハビリテーションについて、この経過措置を平成 27 年度までに限り延長する。また、要介護被保険者等であって入院中の患者については、経過措置の対象患者から除く。  
「重点課題 1-4-②」を参照のこと。
4. 維持期の脳血管疾患等、運動器リハビリテーションを受けている入院患者以外の要介護被保険者等について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等との連携により、医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行した場合の評価を行う。  
「重点課題 1-4-②」を参照のこと。